

総合調整会議（2021.9.1）

○日時：令和3年9月1日（水） 午前9時55分～午前11時50分

○場所：栗東市危機管理センター3階 大研修室

○出席者：副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長・副市長からの指示事項

[副市長]

- ・市長から、「怪我により皆に迷惑をかけてしまい申し訳ない。皆が力を合わせてこの状況を乗り越えてほしい。」との言付けを預かっている。
- ・緊急事態宣言が発令されており、ワクチン接種については順調に進めていただいているが、時間の延長等があるので、ワクチン接種推進室及び動員の職員には迷惑をかけるがよろしく願います。
- ・議会对応について、決算に関してはコロナ対応ということで若干やり方が変わるが、議員からの質問には的確な答弁ができるよう十分な準備をお願いする。決算の内容については次長課長が中心に答弁し、部局長がフォローするようお願いしたい。

2. 審議事項

【案件名】テレワークの導入について

→総務部長、総務課参事から説明

- ・働き方改革、新型コロナウイルス感染拡大防止、災害時の行政機能維持等の観点から「栗東市職員テレワーク実施規程」を制定し、テレワークを本格的に導入するあたり審議するもの。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】職員提案検討推進委員会の審査結果について

→市民政策部長、元気創造政策課長から説明

- ・令和3年度職員提案の第1次募集（4月～6月）で提出された職員提案について、去る7月29日（木）に職員提案検討推進委員会を開催して審査した。審査の結果、採用することが適当と認めた提案の対応方針について、栗東市職員提案規程第9条に基づき報告するもの。

区分：了解

【案件名】総合計画等の進行管理に係る市民アンケート調査について

→市民政策部長、元気創造政策課長から説明

- ・来る9月中旬から予定する市民アンケート調査の実施並びにアンケート調査票（案）及び参考資料（案）について報告するもの。

区分：了解

【案件名】「栗東市おくやみハンドブック」の配布について

→総務部長から説明

- ・死亡届出後の手続きについてまとめた「栗東市おくやみハンドブック」を官民協働発行し、次のとおり配布することについて報告するもの。

○仕様

カラー刷り A4サイズ 24ページ

（行政情報ページ 19ページ、協賛企業広告ページ 5ページ）

○配布時期等

令和3年10月1日から 死亡届提出時、または希望された際に配布

1,200部発行 市HPでのダウンロードも可能

○官民協働発行事業者

株式会社ホープ（福岡市中央区薬院 1-14-5 MG 薬院ビル 7F）

区分：了解

【案件名】ため池調査整備事業（防災重点農業用ため池）のスケジュールの見直しについて

→産業経済部長、農林課長から説明

- ・ため池調査整備事業（防災重点農業用ため池）のスケジュールの見直しについて報告するもの。

①見直し理由

令和2年10月1日から『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』が施行され、これに関連して『滋賀県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画』が令和3年3月に県により策定された。この計画の中で、受益面積が原則2ha以上ある場合は、県営施工での防災工事が可能となり、県営施工で実施する方が市の事業費負担を低く抑えられるため、県営施工で採択を受けられるようスケジュールの見直しを行う。

②スケジュール変更前、変更後

【変更前】

- 令和3年～令和5年 諸元調査
- 令和6年～令和7年 耐震調査
- 令和8年以降 事業計画策定、詳細設計、防災工事

【変更後】

- 令和3年～令和4年 諸元調査、耐震調査
- 令和5年以降 事業計画策定、事業採択協議、詳細設計、防災工事

区分：了解

【案件名】栗東市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

→建設部長、都市計画課長から説明

- ・栗東市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について報告するもの。
- ・この条例は、地区計画区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保することを目的としており、令和3年3月30日付で北中小路工業団地地区計画の都市計画決定を行ったことに伴い、本条例に追加するものである。

令和3年2月19日の都市計画審議会において、「今後は市、事業者が連携を図りながら、周辺住民や自治会に対して、理解が得られるよう説明に努めること。」という付帯意見があったため、これ以降関係地域に担当課、また開発業者において説明を行ってきた。このことを踏まえ、令和3年7月26日に北中小路工業団地の開発許可が下り、地区計画が変更される可能性がなくなったため改正するもの。

○変更のスケジュール

- 9月議会、その他事項として説明
- 12月議会、議決後関係機関に条例施行を通知

区分：了解

【案件名】後継プランの進捗について

→建設部長、建設部次長から説明

- ・9月定例議会環境建設常任委員会における、その他報告および9月28日開催の議会説明会において、後継プランの進捗状況概要（基盤整備及び共同の土地活用について）について説明するにあたり内容を報告するもの。

区分：了解

【案件名】 水道管漏水事故による駐車車両損害賠償額の 9 月議会追加議案提出及び補正予算提出について

→上下水道事業所長、上下水道課長から説明

・水道管漏水事故による駐車車両損害賠償額の 9 月議会追加議案提出及び補正予算提出について報告するもの。

○議会の議決を要する、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、金額が 50 万円以上になるため、9 月議会への追加議案提出について

○引受保険会社からの保険金収入及び損害賠償金支出に係る、補正予算の提出について

区分：了解

【案件名】 就学前教育・保育施設のあり方について

→子ども青少年局長、幼児施設課長から説明

・保育園における待機児童の解消や、幼稚園の定員割れによる適正規模の確保、施設の老朽化による保育環境の確保、保育士等の量的確保や資質の向上、現場における働き方改革の推進などの喫緊の課題への対策が求められている。

このような状況下、よりよい就学前教育・保育施設の提供を図るため、地域ごとの保育ニーズの把握を行うとともに、就学前の一貫した教育・保育を目指してきた本市の特性を生かしつつ、将来的な就学前人口の減少も見据え、保育所の増設のみではなく、幼稚園の適正な配置・運営（現有施設の有効活用）の視点も踏まえ、民間による認定こども園の開設や、公立園の定員数の見直し・認定こども園化など、本市における今後の就学前教育・保育施設のあり方についての検討を進めており、その検討状況を報告するもの。

また、今後はこの検討した内容等を踏まえ、栗東市子ども・子育て支援事業計画等への反映を図るとともに、子ども・子育て会議や市議会等への説明、就学前教育・保育施設に係る事業推進に繋げていくもの。

区分：了解

【案件名】 市内中学校生徒数並びに小学校児童数の将来推計及び必要教室数推計について

※「令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 2 年度事業対象報告書）」「今年度の栗東子育て教育 Next プロジェクトの取り組みについて」との一括説明

→教育部長、教育総務課長から説明

・市内児童・生徒数の将来推計と必要教室数推計を「令和 4 年度～9 年度の学校別児童・生徒数及び学級数推計」として報告するもの。

・中学校については許容教室数を超えるものはなかったが、小学校については治田小学校が

令和9年度に許容教室数を超える見込みとなった。

区分：了解

【案件名】令和3年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事業対象報告書）

→教育部長、教育総務課長から説明

- ・平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表（市ホームページで公開）することが義務付けられており、その内容について報告するもの。

区分：了解

【案件名】今年度の栗東子育て教育Nextプロジェクトの取り組みについて

→教育部長、学校教育課長から説明

- ・今年度の栗東子育て教育Nextプロジェクトの取り組みについて、このプロジェクトの基となる「栗東子育て教育ビジョン（試案）」とともに、各部に事前に報告を行うもの。

○昨年度立ち上げた「栗東子育て教育Nextプロジェクト」について、今年度は以下の4つの目標を立て、取り組みを進めている。

- 1つ目は、栗東子育て教育ビジョンをよりわかりやすくするために、地域・家庭との連携に向けた補助資料となる「活用ガイドブック」を作成すること。
- 2つ目は、市内各幼児園、保育園、幼稚園、小学校、中学校と学童保育所に、栗東子育て教育ビジョンに基づいた取り組みを依頼し、実践に繋げる準備をすること。
- 3つ目は、市内の中学校区ごとに、栗東子育て教育ビジョンに基づいた「連携推進ネットワーク」を組織し、定例会議を開催しながら、中学校区で共通実践できる内容を計画し、実践すること。
- 4つ目は、実践を基に検証し、必要に応じて栗東子育て教育ビジョンを修正し、試案から成案となるように進めること。

区分：了解

4. 閉会

教育長からの挨拶

- ・議会へ報告する内容については、議員がそれぞれ課題意識を持っており、それに端的な表現で適切に応える必要があるのでよろしくお願いする。

以上